

令和2年5月22日

ファーストコート建物管理株式会社

代理人弁護士 西 靖雄 殿

GLOBAL UNION（認証番号101）

首都圏青年ユニオン連合会

福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



## 団体交渉開催の申入れ

当組合からの要求事項について、貴殿より、令和元年4月13日付の連絡書にて、ようやくご回答を頂きましたが、当組合から代理人に対しては、複数回にわたり催促していたにもかかわらず、4ヵ月間にわたり放置され、ファーストコート建物管理株式会社の代表者に直接電話をするまでご回答を頂けませんでした。また、現在は令和2年であるにもかかわらず令和元年に作成された連絡書になっており、正確な情報すらご回答いただけない状況です。

■■■■も当組合も貴殿の主張について、信用できないような状況となっておりますので、早期解決のため、下記の通り団体交渉の開催を申し入れますので、令和2年5月27日までにメールにてご回答をお願い致します。

### 記

#### 1 交渉項目

- 貴社の■■■■にかかる未払い賃金について
- 貴社の■■■■にかかるパワーハラスメントにかかる慰謝料について

#### 2 交渉日時

交渉日時につきましては、参席を予定している組合員■■■■（以下、■■■■という。）の都合のつく日程が下記のものであったため、ご協力をいただけますと幸いです。下記の日時のうち貴殿らのご都合の良い日をご提示ください。

候補日	令和2年6月（1日（月）及び15日（月）を除く）いずれかの日
時間	午前11時～午後4時の間の2時間程度

3 開催場所： 福岡市内の貸会議室

対面での団体交渉には現在のところ■■■■も参席を予定しているところ、■■■■と当組合の都合上、福岡市内での開催が必要不可欠となります。何卒ご理解の上、ご協力いただけますと幸いです。なお、会場については、当労働組合側にて準備をさせていただきます。

4 出席者

当組合側 当組合役員若干名及び■■■■の出席を予定しております。

貴社側 貴社代表取締役、パワハラの当事者及び代理人弁護士の参加を求めます。ただし、急な日程提案での団体交渉開催申入れとなりますので、全員のご都合が合わない場合には上記のうち一部の方の参加でも構いません。

5 結語

以上の通り、対面による団体交渉の申入れをさせていただきますので、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

以上